

平成 30 年 度

病院事業会計予算書

岸 和 田 市

平成30年度 岸和田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度岸和田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		400 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数		121,180 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数		252,052 人
(4) 一 日 平 均 入 院 患 者 数		332 人
(5) 一 日 平 均 外 来 患 者 数		1,033 人
(6) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	病院増改築事業	200,000 千円
	医療機器等整備事業	250,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		14,203,498 千円
第1項 医 業 収 益		12,966,193 千円
第2項 医 業 外 収 益		1,227,305 千円
第3項 特 別 利 益		10,000 千円
支 出		
第1款 病院事業費用		14,167,755 千円
第1項 医 業 費 用		13,518,216 千円
第2項 医 業 外 費 用		638,539 千円
第3項 特 別 損 失		10,000 千円
第4項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,316,106千円は、当年度分損益勘定留保資金等1,314,501千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,605千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		642,200 千円
第1項 企 業 債		450,000 千円
第2項 補 助 金		1,000 千円
第3項 他 会 計 繰 入 金		190,000 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金		100 千円
第5項 投 資 返 還 金		1,100 千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,958,306 千円
第1項 建 設 改 良 費		488,279 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		1,461,527 千円
第3項 投 資		8,500 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他
病院増改築事業	千円 200,000	普通貸借又は証券発行ただし事業の進捗状況により起債額の全部又は一部を起債前借することができる。	%以内 10 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 機 構 銀 行 そ の 他	年以内	年以内	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて繰上償還又は借り換えることができる。
医療機器等整備事業	250,000				10	2		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,456,114 千円

(2) 交際費 350 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,919,126千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	医療機器	超音波診断装置	1式
	医療機器	汎用電動式手術台	1式
	医療情報システム	生体情報管理システム	1式
	医療情報システム	生理検査システム	1式

平成30年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平